

健康保険被扶養者（異動）届に添付する書類一覧

A 収入の有無に関係なく必要な書類 および **B 収入の有無により必要な書類** を必ず提出してください。

項目	書類名称 (◎必須書類 ○該当者のみ必須書類)	書類入手先	認定対象者 (◎必須書類 ○該当者のみ必須書類)																							
			配偶者 (内縁の配偶者含む)				子 (養子・養女含む)				父母 (養父母)・祖父母・曾祖父母				孫・兄・姉・弟・妹				配偶者の父母・祖父母・曾祖父母				その他家族 (三親等内の親族)			
			日本国籍		外国籍		日本国籍		外国籍		日本国籍		外国籍		日本国籍		外国籍		日本国籍		外国籍		日本国籍		外国籍	
			同居	別居	同居	別居 (国内)	同居	別居	同居	別居 (国内)	同居	別居	同居	別居 (国内)	同居	別居	同居	別居 (国内)	同居	別居	同居	別居	同居	別居	同居	別居
A 収入の有無に関係なく必要な書類	1. 被扶養者現況書	当組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2. 住民票抄本 (世帯主・続柄記載有、マイナンバー記載無)	市区町村	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	3. 住民票謄本 (世帯主・続柄記載有、マイナンバー記載無)	市区町村	○※1	○※1	◎	◎	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	4. 戸籍抄本 (戸籍個人事項証明書)	市区町村	◎※2	◎※2	—	—	◎	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	5. 戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) ※外国籍の場合は下記※3を参照	市区町村	—	—	◎※3	◎※3	○※7	○※7	◎※3	◎※3	◎	◎	◎※3	◎※3	◎	◎	◎※3	◎※3	◎	◎	◎※3	◎※3	◎	◎	◎	
	6. 在学証明書 (学生証不可)	在学中の学校	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	
	7. 在留カード (表裏写) または特別永住者証明書 (表裏写)	本人所持	—	—	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—	◎	◎	—	—		
	8. 仕送りを証明できる書類 (直近3ヶ月分)	仕送り受領者	—	○※5	—	○※5	—	○※5	—	○※5	—	○※5	—	○※5	—	○※5	—	○※5	—	○※5	—	○※5	—	○※5	—	
	9. 配偶者の収入を確認できる書類	配偶者の勤務先等	—	—	—	—	○※6	○※6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

- ※1 認定対象者が内縁の配偶者の場合は、「住民票抄本」ではなく「住民票謄本」を添付してください。また、内縁の配偶者が別居の場合は、互い (被保険者と内縁の配偶者) の「住民票謄本」を添付してください。
- ※2 認定対象者が内縁の配偶者の場合は、互い (被保険者と内縁の配偶者) の「戸籍抄本」を添付してください。
- ※3 認定対象者が外国籍で被保険者が日本国籍の場合は、被保険者の「戸籍謄本」を添付してください (※認定対象者の続柄の記載のあるもの)。
また、互いに外国籍の場合は、母国において発行された続柄の確認できる公的証明書またはそれに準ずる書類等を添付してください (※外国語の場合は、第三者である翻訳者の署名のある日本語の翻訳文も添付してください)。
- ※4 16歳以上の学生 (高校生・大学生・専門学校生等) の方のみ「在学証明書」を添付してください。
- ※5 中学生以下および16歳以上の学生 (高校生・大学生・専門学校生等) の方を除き、別居されているすべての認定対象者は、「仕送りを証明できる書類 (直近3か月分)」を添付してください。
※「仕送りを証明できる書類 (直近3か月分)」とは、現金書留控 (写)、銀行振込通知書 (写) 等で手渡しによる仕送りは認められません。
- ※6 子だけを扶養とする場合 (父子・母子家庭等を除く) は、年間収入の多い方の被扶養者とするを原則としているため、「配偶者の収入を確認できる書類」を添付してください。
- ※7 父子・母子家庭の方は、「戸籍抄本」ではなく「戸籍謄本」を添付してください。

B 収入の有無により必要な書類	届出時の事例【16歳以上の方は該当するものすべてご提出ください】		書類名称 (届出時の事例に該当した場合の必須書類)	書類入手先
	収入無	A 前年度も今現在も無収入の場合	10. 前年度の所得証明書 (非課税証明書) ※外国籍の場合は母国において発行された収入証明書またはそれに準ずる書類等	市区町村
B 前年度は収入有だが現在は無収入で認定基準内の場合		11. 前年度の所得証明書 (課税証明書) および 退職証明書 (収入額がある場合のみ) ※外国籍の場合は母国において発行された収入証明書またはそれに準ずる書類等	市区町村 および 退職した勤務先	
C 退職したばかりの場合 (失業保険を受給しない)		12. 離職票1と2 ※ハローワークの「法第13条不該当」または「法第4条不該当」の捺印のあるものに限る	退職した勤務先	
D 退職したばかりの場合 (離職票の交付を受けていない)		13. 退職証明書 および 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 (写)	退職した勤務先	
E 退職したばかりの場合 (雇用保険未加入の場合)		14. 退職証明書 および 雇用保険未加入がわかる書類 (給与明細書等)	退職した勤務先	
F 退職後に任意継続に加入していた場合		15. 任意継続資格喪失証明書	加入していた保険の保険者	
G 自営業をやめられた場合		16. 廃業証明書 (写)	税務署	
H 失業保険受終了の場合		17. 雇用保険受給資格者証 (表裏写 第1面から第4面まで) ※支給終了の印字がされているものに限る	ハローワーク	
I 無収入になってから3か月以上経過している場合		18. 無職無収入申立書	当組合	
収入有	J 給与収入がある場合	19. 労働条件通知書、雇用契約書等の労働契約内容が確認できる書類 (写) ※労働契約内容が確認できる書類がない場合は、直近3か月分の給与明細書 (写)	勤務先	
	K 給与収入がある場合 (勤め始めて3か月以内の場合)	20. 労働条件通知書、雇用契約書等の労働契約内容が確認できる書類 (写)	勤務先	
	L 年金収入がある場合 (国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金・遺族年金・障害年金・恩給等)	21. 前年度の所得証明書 (非課税または課税証明書) および 最新の年金振込通知書 (写) または 年金改定通知書 (写)	市区町村 および 日本年金機構、共済組合等の保険者	
	M 事業所得 (自営業・農業等) ・不動産所得・配当金収入・利子収入がある場合	22. 確定申告書 (写) および 収支内訳書 (写) ※収受印の捺印または受付番号が付番されているものに限る	税務署	
	N 失業保険を受給 (申請中・受給中・受給満了) している場合	23. 雇用保険受給資格者証 (表裏写)	ハローワーク	
	O 傷病手当金・出産手当金等の保険給付金を受給している場合	24. 給付金支給決定通知書 (写)	保険給付金支給保険者等	

留意事項

※上記にご案内する書類は、一般的な事例に対して必要となる書類です。当組合で必要と判断した場合は、追加書類が必要となる場合があります。

※証明書類は、発行日より3か月以内のものに限ります。(写) と記載されているもの以外は、すべて原本を提出してください。

※提出書類は、すべてマイナンバー記載無のものを提出してください。

※外国籍の方で上記で示されている書類が日本国内で発行不可能な場合等は、母国において発行された証明書類 (必要となる書類と同等の証明となる書類) やそれに準ずる書類等を提出してください。